

宜野湾市立学校体育施設の開放に関する規則

令和4年3月31日

規則第28号

改正 令和4年9月1日規則第47号

改正 令和4年11月30日規則第56号

(趣旨)

第1条 この規則は、市民の体育・スポーツ振興を図るため、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第13条の規定により、学校の教育に支障のない限り、当該学校の体育施設を一般のスポーツ利用に供すること(以下「学校体育施設の開放」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(管理責任)

第2条 学校体育施設の開放に関する事務は、市長が行うものとする。

2 学校体育施設の開放を実施する学校(以下「開放校」という。)の校長は、学校体育施設の開放に伴う管理上の責任を負わないものとする。

(開放施設)

第3条 学校体育施設の開放で使用できる施設は、学校の運動場、体育館及び武道場とする。

(開放の日時等)

第4条 開放校を使用できる日時等は、開放校の校長の意見を聴いて市長が定める。

(登録及び責務)

第5条 開放校を使用する場合は、宜野湾市内に在住、在勤又は在学する成人で10人以上の団体を構成し、市長に学校体育施設開放使用登録申請書(様式第1号)を提出しなければならない。ただし、武道場を使用する場合は、5人以上の団体を構成することとする。

2 前項の規定により登録した団体(以下「登録団体」という。)の代表者は、常

に施設の善良な管理者としての責任と注意を持ち、開放施設を使用しなければならない。

(登録の取消し)

第6条 市長は、登録団体の代表者が前条第2項の規定に違反したときは、同条第1項の登録を取り消すことができる。

(使用の申請)

第7条 登録団体の代表者等（以下「申請者」という。）は、使用予定日の7日以前に学校体育施設開放使用申請書(様式第2号)を市長に提出し、許可を受けなければならない。

(使用の許可)

第8条 市長は、前条の規定に基づき開放校の使用を許可したときは、学校体育施設開放使用許可証(様式第3号)を申請者に交付する。この場合において、市長は、使用について条件を付することができるものとする。

(使用料)

第9条 開放施設の使用料は、宜野湾市立学校施設の使用料徴収条例(昭和51年宜野湾市条例第1号。以下「条例」という。)を準用し、使用実態に応じて使用料を算定するものとする。

- 2 開放施設の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは後納することができる。
- 3 前項のただし書きの規定により使用料を後納する場合の納付期限は、使用月の翌月末日とする。

(使用料の返還)

第10条 市長は、開放施設が使用者の責めによらない事由により使用できないとき、又は使用日前3日までに使用許可の取消しを申し出たときは、使用料の全額を返還または翌月以降の使用料に振り替えることができるものとする。

- 2 前項の規定により、使用料の返還を受けようとするものは、速やかに学校体育施設使用料還付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、使用料の還付を決定したときは、学校体育施設使用料還付決定通

知書(様式第5号)により通知する。

(管理指導員)

第11条 開放校に、学校体育施設開放管理指導員(以下「管理指導員」という。)を置くことができる。

2 管理指導員は、市長が委嘱する。

3 管理指導員は、学校体育施設の開放に伴う施設及び設備の管理並びに使用者の安全確保に当たるものとする。

4 管理指導員は、事故が発生したときは直ちに市長に通報し、事故報告書(様式第6号)を提出しなければならない。

(行為の禁止)

第12条 開放校を使用する者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 施設及び設備を毀損し、又は汚損すること。

(2) 指定された開放施設以外の施設に立ち入ること。

(3) 火遊びその他危険な行為をすること。

(4) 他の使用者の使用に支障となる行為をすること。

(5) その他管理上支障があると認められる行為

(指示事項の遵守)

第13条 使用者は、管理指導員の指示に従わなければならない。

(許可の取消し)

第14条 市長は、この規則に違反した使用者に対しては、許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

(使用者の弁償責任)

第15条 使用者は、開放校の施設又は設備を故意又は過失により毀損し、若しくは滅失したときは、市長の定めるところにより、直ちに原形に復し、又は損害を弁償しなければならない。

(委任)

第16条 この規則の施行について、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月1日規則第47号）

この規則は、令和4年9月15日から施行する。

附 則（令和4年11月30日規則第56号）

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

登録番号

学校体育施設開放使用登録申請書						
団体名						
活動目的						
代表者	住所	住所種別（自宅・勤務先・在学先）				
	氏名				電話	
常時連絡先	いずれかに○（代表者・下記の者）					
	氏名				電話	
No	氏名	生年月日	住所種別			住所
			自宅	勤務先	在学先	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

上記のとおり登録します。

年 月 日

宜野湾市長 殿

様式第2号(第7条関係)

(窓口申請 ・ オンライン申請)

学校体育施設開放使用申請書			
			年 月 日
宜野湾市長 殿			
団体名： 代表者氏名： 連絡先：			
下記のとおり施設を使用したいので申請します。 ※太枠内のみ記入すること。			
学 校 名			
使 用 施 設	運動場・体育館・武道場	使用目的	
使 用 日	・ ・ ・ ・		
使 用 人 数	計 人		
区 分	施設使用料及び電気使用料		計
使用 施設	運動場	2,100円/時間×2時間× 日間	円
	体育館	1,150円/時間×2時間×(1・1/2)面× 日間	円
	武道場	575円/時間×2時間× 日間	円
繰越使用料 <small>(事務局記載)</small>	円/時間× 時間×(1・1/2)面× 日間		円
施設使用料			円
上記のとおり施設の使用を許可してよいでしょうか。			
受付印	課長	係長	係

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

学校体育施設開放使用許可証

殿

宜野湾市長

印

下記のとおり施設の使用を許可します。

学 校 名			
使用施設	運動場・体育館・武道場	使用目的	
使用日	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・
使用人数	計 人		
施設使用料	円		

使用上の注意

- 1 施設を使用する際は、この使用許可証を管理指導員に提示し、管理指導員及び学校職員の指示に従うこと。
- 2 発熱や体調不良の者は、使用を控えさせること。
- 3 使用の許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- 4 使用の許可を受けていない場所を使用しないこと。
- 5 使用後は、整理、清掃等を行い原状に復し、ごみ等は持ち帰るとともに、管理指導員の点検を受けること。
- 6 施設又は設備を棄損し、若しくは滅失したときは、管理指導員及び学校職員に報告するとともに、直ちに原形に復し、その損害を賠償すること。
- 7 学校敷地内において、飲酒や喫煙を行わないこと。
- 8 使用を取り消す場合は、使用予定日の3日前までに担当課に連絡すること。
- 9 「宜野湾市立学校体育施設の開放に関する規則」及び「学校体育施設夜間開放事業実施要項」を遵守すること。

様式第4号(第10条関係)

(窓口申請 ・ オンライン申請)

学校体育施設使用料還付申請書			
年 月 日			
宜野湾市長 殿			
団体名 代表者名 連絡先			
宜野湾市立学校体育施設の開放に関する規則第10条の規定により、使用料の還付を申請します。			
※太枠内のみ記入すること。			
学 校 名			
使 用 施 設	体 育 館 ・ 運 動 場 ・ 武 道 場		
使用しない日	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・
還付申請理由	1 使用者の責めによらない事由 () 2 使用取消願(使用予定日の3日前まで)提出による		
還 付 方 法	1 クレジットカード登録口座へ還付 2 下記口座へ還付		
金 融 機 関 名		支 店 名	
預 金 の 種 類		口 座 番 号	
フリガナ			
口 座 名 義			
納入年月日	年 月 日		
既納使用料	円		
還付申請額	円		
上記のとおり還付してよいでしょうか。			
受付印	課長	係長	係

様式第5号(第10条関係)

年 月 日	
殿	
宜野湾市長 印	
学校体育施設使用料還付決定通知書	
<p>年 月 日付け、申請のありました学校体育施設使用料の還付を決定したので、通知します。</p>	
学 校 名	
使 用 施 設	体育館 ・ 運動場 ・ 武道場
使用しない日	<ul style="list-style-type: none"> • • • •
還付適用理由	<p>1 使用者の責めによらない事由 ()</p> <p>2 使用取消願(使用予定日の3日前まで)提出による</p>
納 付 金 額	円
還 付 金 額	円
備 考	

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

宜野湾市長 殿

学校名

管理指導員 氏名

事 故 報 告 書

宜野湾市立学校体育施設の開放に関する規則第3条に基づき、下記のとおり事故を報告します。

記

氏 名		住所	
事故発生日時	年	月	日 時 分
事故発生場所			
病 名 (傷害の程度)			
事 故 発 生 当 時 の 状 況			
事 後 処 置			